

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和4年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、6番 高野議員、7番 谷進介議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（野田佳秀君） 説明します。

令和4年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

9月9日金曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、各常任委員会を開きます。

10日土曜日、11日日曜日、休会

閉庁でございます。

12日月曜日、本会議、一般質問

13日火曜日、休会

14日水曜日、本会議、議案審議

15日木曜日、本会議、議案審議

16日金曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から9月16日までの8日間をしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの8日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

報告第1号 令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第1号 美浜町過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第2号 美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

議案第3号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について

議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 教育委員会教育長の任命について

議案第12号 教育委員会委員の任命について

認定第1号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、監査委員から例月出納検査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、令和3年度決算審査結果等について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりですが、監査委員から報告を受けます。鈴木議員。

○監査委員（鈴木基次君） おはようございます。

令和3年度決算審査意見書を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計5会計の決算等について、8月23日、24日、26日に審査したので、その結果を報告します。

令和3年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら、

関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

令和3年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出予算整理簿は、法令に基づいて調整されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものである。

審査の意見。

各課の当年度の決算説明については、令和3年度主要施策の成果を主として、令和3年度一般会計歳入決算書、令和3年度特別会計歳入歳出決算書を用いて、各担当課より当年度の実績評価及び次年度に向けての計画の説明を受けた。各課とも運営意欲が感じられ、業務掌握についても特に指摘すべき事項については見当たらない。

各課のヒアリングの共通する事項としては、例月監査時より注目していた不祥事防止の対応について確認し、不祥事防止対応についての意見交換を行った。今後、職員各自の自己啓発のために、町独自の、また各種研修会等に積極的に参加していただきたい。

出納室金庫についても適切に管理されていることを確認した。

美浜町過疎地域持続的発展計画を策定中と聞いているが、人口減少に歯止めがかける魅力あるまちづくりを職員の英知の結集により成し遂げ、住民福祉の向上を推進されることを期待する。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年度美浜町水道事業会計の決算書類について、7月8日に審査したのでその結果を報告します。

決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか検証するため、決算諸表、その他帳簿及び証拠書類との照合等のほか、関係職員から決算について説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているか、その他、令和3年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査の結果も参考にしながら審査を実施しました。

令和3年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された決算報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

審査意見。

給水人口は、令和元年度に7,000人を割り込み、さらに引き続き減少している。

今後の水需要の動向は、人口動向が大きく作用することから、現状では需要の増加が見込めないと予測される。さらに効率的な事業運営の推進に努めてもらいたい。

有収率は94.30%で、過去数年間のデータと比較すればほぼ高率の横ばい状態であり評価できるものである。なお一層の有収率の高率維持に努力していただきたい。

今後、浄水場などの施設の老朽化による更新需要の増加が見込まれる中で、多額の支出が経営を圧迫することのないよう、将来にわたり安定的な水道事業経営に努められたい。

最後に、令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率の審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率等について、8月26日に審査したのでその結果を報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

令和3年度の財政健全化判断比率において、一般会計と一般会計以外の全ての会計の赤字額はなく、実質赤字比率及び連結赤字比率はともに発生していない。実質公債費比率についても、早期健全化基準を大きく下回っている。

将来負担率は、地方交付税の増加に加え、ふるさと納税寄附金による財政調整基金への積立て額の増加があったため2年連続減少し、早期健全化比率に比べてもはるかに低い値となっている。

健全化判断比率及び資金不足比率は、法律に基づき財政状況を客観的に判断する財政指標であることにより、指標を意識しつつ住民福祉が向上する財政運営を願いたい。

以上、報告を終わります。

○議長（谷重幸君） 次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

次に、教育長から、令和4年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和4年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告1件、議案12件、認定7件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全性に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば再生を図るための計画策定が義務づけられるものですが、令和3年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。また、実質公債費比率につきましてもは6.9%、将来負担比率につきましてもは20.8%で、早期健全化基準を大きく下回っております。

令和3年度決算に係る資金不足比率につきましても、対象の特別会計では、いずれも資

金不足は発生してございません。

議案第1号は、美浜町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

美浜町が令和4年4月1日に過疎地域として官報に公示されたことに伴い、和歌山県の持続的発展方針に基づき、非過疎地域を目指す上で必要な事業をまとめた美浜町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。計画が財政上の特別措置の前提条件となっていることもあり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、美浜町過疎地域持続的発展計画の策定について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、過疎地域に指定されたことに伴い策定する美浜町過疎地域持続的発展計画において、振興すべきとして定められた業種の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除を行うため、必要な事項を定めるものでございます。

議案第3号は、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動に関し、選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げ及び所要の改正を行うものです。

議案第4号は、美浜町監査委員条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、本条例第7条で定めている例月出納検査の期間延長と期日の変更できるただし書を加えるものでございます。

期間延長につきましては、月初めに、土日、休日が多い1月や5月において、金融機関等から送付される証明書類の到着が他の月より遅くなり、検査資料作成及び照査に余裕がない状態であることから、期間延長をするものでございます。

ただし書の追加については、やむを得ない事由により検査を行うことができないときは、期日の変更も可とするただし書を加えることで、例月出納検査を滞りなく行えるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号は、美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正によるものでございます。育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を行うほか、所要の改正をいたします。

議案第6号は、美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

についてでございます。

日高港湾濱ノ瀬工区内にある紀州日高漁業協同組合が所有する漁船係留施設、突堤式物揚げ場について、所有者より譲渡の申出があり、当該施設を譲り受けるため、本条例、施設の名称及び位置に関する規定である第2条中の表において、当該施設を追加するものでございます。

議案第7号は、令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ70,865千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を42億45,970千円とするものでございます。

まず、3ページの第2表は、地方債補正の変更でございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

7ページ、地方特例交付金は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、保健衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金、住宅費補助金は、社会資本整備総合交付金で、補助単価の改定によるもの、商工費国庫補助金、観光費補助金は、看板商品創出事業費補助金で、観光ツアーなどを呼び込むための事業の補助金で、総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、現在使用している戸籍システムに新たな機能を追加するためのシステム改修費と新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。

9ページの県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、農業費補助金は、多面的機能支払推進事業交付金で、水土里情報システムデータ更新の補助金でございます。

繰入金、基金繰入金、住宅基金繰入金は、町営住宅和田C団地屋根外壁改修工事設計監理委託に係る繰入れで、森林環境譲与税活用基金繰入金は、展示ケース購入に係る繰入れでございます。

諸収入、雑入、雇用保険料自己負担分は、会計年度任用職員に係るものでございます。

町債、臨時財政対策債は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

13ページの総務費、総務管理費、企画費、備品購入費は、今年度から新たにふるさと納税の返礼品となるキティちゃんのぬいぐるみ展示ケースの購入費、青少年対策費、負担金補助及び交付金は、広域青少年補導センターの繰入金の確定によるもの、諸費、負担金補助及び交付金は、御坊広域行政事務組合の繰越金の確定によるもの、償還金利子及び割引料は、各補助事業の精算による償還金の追加で、新型コロナウイルス感染症対策費、委託料のうち、インフルエンザ予防接種委託料は、高齢者の接種費用を無料化するものでございます。

ほかの委託料と工事請負費は、現在設計業務を進めているところの和田小学校屋内運動場トイレ改修工事と松洋中学校屋外トイレ改修工事に係るものでございます。

戸籍住民基本台帳費、委託料は、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に伴い、各行政機関における戸籍システムを法務省のシステムで連携して行政間の事務の効率化を図るために、現在使用している戸籍システムの改修費でございます。

15ページの選挙費、町長・町議会議員選挙費、負担金補助及び交付金は、選挙運動の公費負担単価の改定によるものです。

民生費、社会福祉費、国民年金費、職員手当等は超過勤務手当でございます。

老人福祉費、繰出金は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金は、町内認可保育所における障害児保育の推進と充実を図ることを目的とした障害児保育事業補助金で、普通交付税の算定結果によるものでございます。

衛生費、保健衛生費、予防費は、5回目となる新型コロナワクチン集団接種に関する予算でございます。

17ページの衛生費、清掃費、塵芥処理費、負担金補助及び交付金は、清掃センター負担金の繰越金の確定によるもの、し尿処理費、負担金補助及び交付金は、クリーンセンター負担金の繰越金の確定と汚泥再生処理センターの工事計画変更によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、委託料は、水土里情報システムデータ更新によるものでございます。

商工費、観光費、委託料は、看板商品創出事業で、一般向けのSDGs体験型事業や新規特産品、町独自のお土産の開発、町のPR動画の作成などを通じて、観光ツアーなどを呼び込むための事業でございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費の役務費は、地積測量図作成手数料で、入山周囲2号線拡幅工事に伴う分筆登記業務、委託料は、路面性状調査業務に要するもの、工事請負費は、入山地区の協力による町道入山周囲2号線の一部拡幅工事でございます。

19ページの住宅費、住宅管理費、委託料は、町営住宅和田C団地屋根外壁改修工事設計監理委託でございます。

教育費、教育総務費、事務局費、職員手当等は、超過勤務手当、教育諸費、負担金補助及び交付金は、小中学校修学旅行キャンセル料等支援補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により、町立学校において修学旅行自体が中止、または一部の児童生徒が出席停止等により参加できなくなった場合に発生するキャンセル料等を補助するものでございます。

小学校費、学校管理費の報酬、職員手当等共済費、旅費は、新たに和田小学校特別支援学級に配置する会計年度任用職員の人件費、需用費は、和田小学校と松原小学校のトイレ修繕費、役務費は、令和2年度に配置した1人1台端末において、自宅に持ち帰っても学校内と同様のセキュリティーレベルが担保されたインターネットアクセスが可能となるよ

う、クラウド型ウェブフィルタリングを導入するに当たっての学習者用端末設定費、使用料及び賃借料は、そのフィルタリングサービスのライセンス料と今後予定されている和田小学校屋外倉庫改築工事に伴い、既存倉庫内に保管されている各種物品を工事期間中、一時的に仮置きしておくための仮設倉庫リース料でございます。

21ページの中学校費、学校管理費、役務費は、小学校費と同じで、ウェブフィルタリングの導入に係る学習者用端末設定費と屋内運動場空調設備設置工事に伴い、工事期間中、バレー部と卓球部の部活動及び体育の授業を体育センターにて行うことから、卓球台など部活動等器具移設費、使用料及び賃借料は、フィルタリングサービスライセンス料と、野球部倉庫改築工事に伴う仮設倉庫リース料、工事請負費は、松洋中学校野球部倉庫改築工事の追加費用でございます。

保健体育費、体育施設費、備品購入費は、前述いたしました体育センターにて、バレー部とバドミントン部がアリーナを半面ずつ利用することで生じるコートの配置変更に対応するため、移動式のバドミントン支柱を購入するものでございます。

議案第8号は、令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,447千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億72,130千円とするものでございます。

6ページの県支出金、県補助金、保険給付費等交付金は、未就学児均等割保険料創設に伴う国保事業報告システム改修に対する特別調整交付金でございます。

繰越金、前年度繰越金は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分は、前年度の診療報酬の確定による精算でございます。

8ページの総務費、徴収費、賦課徴収費、委託料は、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業報告システムのプログラム修正分でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査負担金償還金及び普通交付金償還金は、前年度に交付を受けた特定健康診査等負担金及び普通交付金の確定による精算でございます。

議案第9号は、令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ945千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億38,434千円とするものでございます。

6ページの保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料は、財源調整によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金は、事務費減額によるものでございます。

諸収入、雑入は、前年度の国庫負担金及び県負担金の精算による追加受入れ分でございます。



8ページの総務費、総務管理費、一般管理費は、システム改修による委託料の追加、御坊広域行政事務組合分担金の減額、前年度システム改修事業の精算による国への償還金でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金は、前年度の給付事業と地域支援事業の精算による国、県支払基金への償還金でございます。

議案第10号は、令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,501千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億47,913千円とするものでございます。

6ページの繰越金、前年度繰越金は、出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越したものでございます。

8ページの総務費、総務管理費、一般管理費は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

議案第11号は、教育委員会教育長の任命についてでございます。

現在、教育長として当町教育行政の中核を担い、その任に当たられています美浜町大字和田437番地、塩崎善彦氏の任期が、本年9月30日までとなっております。

このたび、任期満了を迎えるに当たり、私といたしましては引き続き塩崎氏に教育長をお願いし、町の教育のさらなる充実、発展を図りたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

議案第12号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、教育委員会委員として就任されています宮本真由美氏の任期が、本年9月30日までとなっております。

宮本氏におかれましては、平成26年10月1日より今日までの8年にわたりご活躍くださり、町の教育行政に対しましてご尽力を賜っております。

このたび、任期満了を迎えるに当たり、委員を勇退されることとなりますが、ここに改めてそのご功績をたたえ、衷心より厚く御礼を申し上げます。

後任といたしまして、美浜町大字吉原854番地の12、北出志津佳氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

認定第1号は、令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和3年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和3年

度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第7号は、令和3年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおりとし、併せて同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告1件、議案12件、認定7件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時四十三分散会

再開は、12日月曜日、午前9時です。

この後、各常任委員会を開きます。

お疲れさまでした。